

議第七号議案

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表総務企画常任委員会の項及び厚生文化常任委員会の項を次のように改める。

総務企画常任委員会	十人	一 知事戦略部の所管に関する事項 二 総務部の所管に関する事項 三 地域創生部の所管に関する事項 四 会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 五 他の常任委員会の所管に属しない事項
健康福祉常任委員会	十人	一 生活こども部の所管に関する事項 二 健康福祉部の所管に関する事項 三 病院局の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和三年五月二十四日から施行する。

提案理由

常任委員会の名称及び所管事項を変更しようとするものである。